

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年2月12日	宮交タクシー株式会社(法人 番号3550001002024) 代表 者早崎秀一	高千穂営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第9条の3第1 項、法第27条第3項	令和7年7月28日、法令違反の疑いがある旨の情報等 を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運 賃料金(変更)認可違反(法第9条の3第1項)、(2)地理・ 応接の指導監督の記録義務違反(旅客自動車運送事 業運輸規則第40条第3項)	2	2	2	2
	宮崎県宮崎市新栄町91番 地	宮崎県西臼杵郡高千穂町 大字三田井804							
令和8年2月13日	株式会社丸互タクシー(法人 番号5320001002594) 代表 者森永貢丞	下郡営業所	輸送施設の使用停止 (158日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第15条第4 項、法第16条第1 項、法第20条、法第 27条第3項	令和7年7月16日、法令違反の疑いがある旨の情報 を端緒に監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事 業計画(営業所)事後変更届出違反(法第15条第4項)、 (2)事業計画(自動車車庫)に定める業務の確保違反(法 第16条第1項)、(3)営業区域外旅客運送(法第20条)、 (4)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事 業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(5)疾 病、疲労等のおそれのある運行業務(運輸規則第21条 第5項)、(6)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1 項、第2項)、(7)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第 24条第5項)、(8)業務の記録の記録事項義務違反(運 輸規則第25条第3項、第4項)、(9)業務の記録(不実記 載)違反(運輸規則第25条第3項、第4項)、(10)乗務員 等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1 項)、(11)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38 条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記載事項等 義務違反(運輸規則第38条第1項)、(13)特定運転者 に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、 (14)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸 規則第38条第2項)、(15)運行管理規程の制定義務違 反(運輸規則第48条の2第1項)	16	16	16	16
	大分県大分市今津留3丁目 13番地21号	大分県大分市大字下郡530 番地、532番地							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年2月27日	株式会社わかタクシー(法人番号1290001004755) 代表者藤本貴之	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法(以下 「法」)第27条第3項	令和7年9月18日、労働局から通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(4)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	4	4	4	4
	福岡県福岡市城南区長尾3丁目13番地9号	福岡県福岡市城南区長尾3丁目13番地9号							